山陽小野田市開発行為等の許可の基準に関する条例(案) (趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第33条第4項の規定に基づき、開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(建築物の敷地面積の最低限度)

第2条 法第33条第4項に規定する建築物の敷地面積の最低限度に関する制限は、次の表の左欄に掲げる区域ごとに同表の中欄に掲げる予定される建築物の用途に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積とする。

区域	予定される建築	面積
	物の用途	
山陽小野田都市計画区域のうち用	住宅	150平方メートル
途地域が定められている区域		
山陽小野田都市計画区域のうち用	住宅	250平方メートル
途地域が定められていない区域		

附則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。